

### 保育所の変更手続きについて

青森県に設置認可又は届出を行った保育所が、その内容を変更する場合、県に対して届出を行う必要があります。（児童福祉法施行規則第 37 条第 4～6 項、届出先は後記のとおり）

#### 1 変更の手続きが必要な場合

変更の手続きが必要な場合と提出する時期は次のとおりです。

項目	内容	提出時期
① 定員の変更	<p>保育所の定員（認可定員）を変更する場合</p> <p>※認可定員の変更に伴い運営規程を変更する場合は⑤の運営方法の変更に関する届出も必要です。</p> <p>※なお、子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項の確認において定められた利用定員を変更する場合は、別途、市町村への申請・届出が必要です。</p>	変更予定日前まで
② 改修、改築、増築等建物その他設備の規模及び構造の変更	<p>ア 敷地面積や建物の延べ床面積の変更</p> <p>イ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に定める設備の面積、位置及び用途の変更等</p> <p>なお、保育室の入れ替え（例えば、3歳児保育室⇔4歳児保育室）のみの場合は変更届を提出する必要はありません。ただし、乳児室・ほふく室と保育室の入れ替え等の場合は届出が必要です。</p> <p>ウ 仮園舎を設置する場合</p> <p>※増改築に伴い、定員を変更する場合は①⑤の届出も必要です。</p>	
③ 保育所分園の設置	分園を設置、廃止する場合。	
④ 保育所分園の廃止		
⑤ 運営方法の変更	<p>事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程又は園則等）の変更</p> <p>ア 施設の目的及び運営の方法</p> <p>イ 提供する保育の内容</p> <p>ウ 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>エ 保育の提供を行う日、保育時間及び保育の提供を行わない日</p> <p>オ 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理</p>	

	由及びその額 カ 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員 キ 施設の利用の開始及び終了に関する事項 ク 緊急時等における対応方法 ケ 非常災害対策 コ 虐待の防止のための措置に関する事項 サ その他の私設の運営に関する重要事項	
⑥ 施設長及び福祉の実務に当たる幹部職員の変更	施設長及び幹部職員を変更する場合	
⑦ 経営責任者の変更	設置主体である法人の代表者が変更する場合	
⑧ 法人格の変更	設置主体の法人格が変更する場合。(他の法人に事業譲渡する場合は、新たに認可を受ける必要があります。)	変更の日から1か月以内
⑨ 名称の変更	保育所の名称を変更する場合	
⑩ 所在地の変更	住居表示の実施等により移転せずに所在地の表示が変更する場合。移転して改築する場合は②に該当します。	

## 2 変更届の具体的な手続き

### (1) 児童福祉施設内容変更届

第35号様式（第30条関係）に必要事項を記入してください。

変更事項が複数ある場合は、一つの届出に複数項目の変更を記載してください。

様式は（4）に掲載しています。また、様式、記載例を別途掲載します。

### (2) 添付書類

変更事項	必要書類
① 定員の変更	1 児童・職員・施設状況に関する調書（別紙） 2 園舎・園庭平面図、配置図（各室用途・児童の年齢・面積を明記） 3 理事会議事録の写し ※私立のみ 4 職員資格証 5 運営規定（新・旧）
② 改修、改築、増築等の建物その他設備の規	1 児童・職員・施設状況に関する調書（別紙） 2 園舎・園庭平面図、立面図（各室用途・児童の年

<p>模及び構造の変更</p>	<p>齢・面積を明記)</p> <p>3 理事会議事録の写し ※私立のみ</p> <p>&lt;新築・増築の場合&gt;</p> <p>上記1～3のほか</p> <p>4 新築・増築に係る土地の登記簿謄本（写し可）、使用許可書又は賃貸借契約書の写し</p> <p>5 新築・増築に係る建物の登記簿謄本（写し可）</p> <p>※後日提出可</p> <p>6 建築基準法に基づく検査済証の写し</p> <p>&lt;土地・建物の賃貸借契約による場合&gt;</p> <p>上記1～4のほか、</p> <p>7 収支予算書（賃借料及びその財源が計上されていること）</p> <p>&lt;増改築に伴う仮園舎開設の場合&gt;</p> <p>8 仮園舎平面図及び位置図</p> <p>9 仮園舎借用の場合は借用証明書</p>
<p>③ 保育所分園の設置</p>	<p>1 児童・職員・施設状況に関する調書（別紙）</p> <p>2 分園の園舎・園庭平面図、立面図、付近の見取図</p> <p>3 中心園と分園の位置関係、距離、所要時間等を確認できる資料</p> <p>4 土地の登記簿謄本（写し可）又は使用許可書（賃貸借契約書）等の写し（分園のみ）</p> <p>5 建物の登記簿謄本（写し可）（分園のみ）</p> <p>※後日提出可</p> <p>6 建築基準法に基づく検査済証の写し（分園のみ）</p> <p>7 運営規程</p> <p>8 理事会議事録の写し ※私立のみ</p> <p>&lt;土地・建物の賃貸借契約により設置している場合&gt;</p> <p>上記1～4、7、8のほか</p> <p>9 収支予算書（賃借料及びその財源が計上されていること）</p>
<p>④ 保育所分園の廃止</p>	<p>1 理事会議事録の写し ※私立のみ</p> <p>2 財産処分、寄附等に係る書類</p>
<p>⑤ 運営方法の変更</p>	<p>1 理事会議事録の写し ※私立のみ</p>

	2 変更前と変更後の運営規程（園規則） 3 運営規程の新旧対照表（全部改正の場合は不要）
⑥ 施設長及び福祉の実務に当たる幹部職員の変更	1 理事会議事録の写し※私立のみ （公立保育所は辞令等の写し） 2 新施設長の経歴書及び資格証明書の写し
⑦ 経営の責任者の変更	1 理事会議事録の写し ※私立のみ 2 新経営責任者の経歴書
⑧ 設置運営主体の法人格の変更	1 理事会議事録の写し ※私立のみ 2 法人登記事項証明（原本） 3 変更後の運営方法に関する規則、規程類 4 定款（寄附行為）、その他の規約
⑨ 名称の変更	1 理事会議事録の写し ※私立のみ （公立は条例等の写し）
⑩ 所在地（地番表記）の変更	1 所在地の新表記を証する書類

※様式1の保育に従事する職員配置状況調書、様式2の施設調書は必要項目が記載されていれば、既存の資料（市町村の確認で用いている資料等）の写しを添付しても差し支えありません。

※必要があると判断した場合は、上記書類に加え、その他の書類の提出を求めることがあります。

※理事会議事録の写しは抄本で差し支えありません。また、公立の場合は理事会議事録の提出の必要はありません。

### （3）変更届の提出先及び問い合わせ先

#### ア 変更届について

「児童福祉施設内容変更届（第35号様式）」に必要書類を添え、正本1部、副本2部（副本1部は市町村用）の計3部を市町村（保育所所管課）を経由して、県に提出してください。

#### イ 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の利用定員（設定・変更及び確認の辞退等）に係る届について

市町村から県への届出は正本1部（届出用様式及び設置者からの変更申請書等の写し）を提出してください。

<提出・問い合わせ先>

- 保育所に係る変更届について

東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室

（東地方福祉事務所）監査指導課

〒030-0861

青森市長島2-10-3 青森フコク生命ビル5階

TEL 017-734-9953、017-734-9275

FAX 017-734-8306

Eメール HI-FUKUSHI@pref.aomori.lg.jp

- 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設に係る利用定員に関する届  
について

青森県健康福祉部こどもみらい課

児童施設支援グループ

〒030-8570

青森市長島1-1-1

TEL 017-734-9302

FAX 017-734-8091

Eメール KODOMO@pref.aomori.lg.jp

（4）様式

ア 児童福祉施設内容変更届の様式

第 35 号様式（第 30 条関係）

第 35 号様式（第 30 条関係）

年 月 日

青森県知事 殿

地方公共団体の長

住所

氏名

〔法人にあつては名称  
及び代表者の氏名〕

児童福祉施設内容変更届書

年 月 日第 号により認可を受けた施設について、次のとおり変更するので（変更した  
ので）児童福祉法施行規則第 37 条第○項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 変更する事項
- 3 変更する事項の変更前後の比較
  - 変更前
  - 変更後
- 4 変更の理由
- 5 変更の時期

※児童福祉法施行規則第 37 条第○項

- |   |   |                   |
|---|---|-------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①定員の変更</li> <li>②改修・改築・増築等</li> <li>③分園の設置</li> <li>④分園の廃止</li> <li>⑤運営方法の変更</li> <li>⑥施設長等の変更</li> <li>⑦経営責任者の変更</li> </ul> | } | 公立は第 4 項、私立は第 6 項 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>⑧法人格の変更</li> <li>⑨名称の変更</li> <li>⑩所在地の変更</li> </ul>  | } | 公立・私立とも第 5 項      |

イ 子ども・子育て支援法に基づく利用定員の変更関係（市町村→県届出様式）

〇〇〇第 号  
令和 年 月 日

青森県知事 殿

（市町村名）長 〇〇 〇〇

特定教育・保育施設の利用定員に係る届出について

子ども・子育て支援法第27条第1項の規定に基づく施設型給付費の支給に係る施設として確認する下記の教育・保育施設の利用定員について、同法第31条第3項（31条第3項は利用定員を定める場合、増やす場合は32条第2項、その他変更の場合は32条第3項となるので、内容により根拠条項は修正してください）の規定により、届出します。

記

- 1 施設の名称 (施設の名称を記載)
- 2 教育・保育施設の種類 (施設の種類として、保育所、幼稚園、幼保連携認定こども園などを記載)
- 3 教育・保育施設の設置場所 (施設の住所を記載)
- 4 設置者
  - (1) 設置者の名称 (法人名)
  - (2) 主たる事務所の所在地 (法人住所)
  - (3) 代表者氏名 (代表者の氏名)
  - (4) 代表者の生年月日 (代表者の生年月日)
  - (5) 代表者の住所 (代表者の住所)
  - (6) 代表者の職名 (代表者の職名)
- 5 利用定員変更年月日 (令和 年 月 日)
- 6 利用定員の数

施設が複数の場合は、各項目を別紙に記載いただいて構いません。

	1号認定こども	2号認定こども	3号認定こども		合計
			1～2歳	0歳	
変更前					
変更後					

(担当)

...